

在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

第1 目的

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者等（以下「患者」という。）に対して診療報酬とは別に訪問看護を実施することにより、適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第2 対象患者

道内に住所を有する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している者のうち、医師が訪問看護を必要と認める者とする。

ただし、札幌市内に住所を有する指定難病の患者は除く。

第3 申請手続

1 在宅人工呼吸器使用患者支援事業（以下「支援事業」という。）の参加の申請は、本人又はその代理の者（配偶者、親権者、親族、同居者等）が別記様式第1号の「在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書」に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を添付して、本人の住所地を所管する（総合）振興局保健環境部長又は地域保健室長（札幌市にあつては、各区保健福祉部長。以下「保健所長等」という。）を経由して（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあつては、直接）知事に提出して行うものとする。

なお、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、当該疾患に係る医師の作成した臨床調査個人票を申請書に添付すること。

2 前項の申請は、当該訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）がとりまとめて提出しても差し支えないものとする。

3 知事は第1項による申請を受理したときは、その内容を審査し、その適否を決定するものとし、その結果を保健所長等を経由して（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあつては、直接）申請者及び当該訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

第4 実施方法

1 支援事業の実施は、知事が支援事業を行うのに適当な訪問看護ステーション等医療機関に別記様式第2号の「委託契約書」により訪問看護を委託し、予算の範囲内において当該訪問看護ステーション等医療機関に対して必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 前項の訪問看護を実施するに当たっては、事前に承諾を得た医師の指示により行うものとする。

3 第1項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む。）を限度として、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、②から⑤に係る当該区分の費用を支払うものとする。

① 医師による訪問看護指示料 1月に1回に限り3,000円

② 訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額 1回につき8,000円

③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額

- 1回につき7,500円
- ④ その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額
1回につき5,300円
- ⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額
1回につき4,800円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- ① 保健師又は看護師による訪問看護の費用 1回につき2,500円
- ② 准看護師による訪問看護の費用 1回につき2,000円
- 4 本事業による訪問看護の回数は、原則として患者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。
- 5 訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に、行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ保健所長等を経由して（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあっては、直接）知事に提出するものとする。

第5 報告

訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別に別記様式第3号の「在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書」を保健所長等を経由して（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあっては、直接）知事に提出するものとする。

第6 事業期間等

- 1 支援事業の期間は、同一患者につき1か年を限度とする。ただし、知事が必要と認めるときは、その期間を更新できるものとする。
- 2 本事業の対象者の決定の効力は、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の有効期間の取扱いに準じるものとし、次のとおりとする。
- (1) 新規に事業への参加を申請した場合の支援事業の期間は、保健所長等（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあっては、知事）が申請書を受理した日から、最初に到来する9月30日までとする。
- ただし、支援事業の有効期間の始期日が7月1日から9月29日までとなるときの終期日は、2度目に到来する9月30日までとする。
- (2) 支援事業の期間を更新する場合（以下「更新申請」という。）は、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けているものにあつてはその有効期間更新申請と併せ、第3の1により、改めて参加申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して保健所長等（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあっては、知事）に提出するものとする。なお、更新申請をした場合の事業期間については、承認された事業期間内に申請があつた場合は、当該申請を受理した年の10月1日から翌年の9月30日、承認された事業期間が終了した翌日以降に申請があつた場合は、当該申請を保健所長等（住所地が旭川市、函館市及び小樽市である場合にあっては、知事）が受理した日から最初に到来する9月30日までとする。

第7 意見の聴取

知事は、必要に応じ北海道指定難病審査会等に対し、支援事業の実施に必要な参考意見の具申を要請するものとする。

第8 費用の請求及び支払

- 1 第4による訪問看護指示料及び訪問看護ステーション等医療機関の訪問看護の費用は、知事に別記様式第4号の「在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書」及び別記様式第5号の「在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書」により請求するものとする。

2 知事は前項に定める請求書を受理したときは、その内容を審査し、支払額を決定し速やかに請求者に支払うものとする。

第9 関係者の留意事項

関係者は、患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、支援事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重を期すとともに、特に個人が特定されるものに関する情報（個人情報）については、その保護に十分配慮しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年11月25日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成15年10月1日から施行する。

2 現に本事業の参加を承認されている者が、平成15年10月1日以降においても、引き続き事業参加を申請する場合の手続き及び承認に係る取扱いについては、施行日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。